

# 滋賀労働



滋賀県労働広報紙

640号  
2016

## 最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、平成28年10月6日から  
1時間 **788円**となりました

平成28年12月30日より下記のとおり滋賀県内の特定（産業別）最低賃金が改定されます。

紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業（注1）

時間額 **789円**

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業

時間額 **874円**

製鋼・製鋼圧延業、鋼材、鉄素形材、鉄管製造業（平成16年より改定なし）（注2）

時間額 **788円**  
**(775円)**

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

時間額 **875円**

計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

時間額 **859円**

自動車・同附属品製造業

時間額 **880円**

各種商品小売業

時間額 **803円**

注1：平成28年10月6日から、平成28年12月29日までは、滋賀県最低賃金が適用されます。

注2：平成28年10月6日から滋賀県最低賃金が適用となっています。

- ・ 1 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
- ・ 2 派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
- ・ 3 特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。

※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。（<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室 TEL:077-522-6654  
大津労働基準監督署 TEL:077-522-6641

彦根労働基準監督署 TEL:0749-22-0654  
東近江労働基準監督署 TEL:0748-22-0394

## 65歳以上の方への雇用保険の適用が拡大されます。

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。

平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者についても、雇用保険の対象となりますので、加入手続きをしていただく必要があります。

雇用保険被保険者資格取得届の提出期限については、平成29年1月1日以降雇用されたときは、被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している65歳以上の労働者の届出は、平成29年3月31日までに提出してください。

また、平成32年度より、64歳以上の方についての雇用保険料の徴収が始まります。

### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL:077-526-8609

### 目次

- P2 秋の叙勲受章者について
- ユースエール認定取得企業を募集しています！！
- P3 改正育児・介護休業法等が施行されます！
- 全国マタハラ未然防止対策キャラバンを実施しています
- P4 平成28年度「おうちの名工」「おうち若者マイスター」が決まりました
- P5 「現場の基本力」研修の開催について
- しごとチャレンジフェスタ&滋賀ものづくりフェアを開催しました！
- P6 障害者雇用についての「出前講座」のご案内
- 平成29年度障害者雇用納付金申告・申請に向けた説明会のお知らせ
- P7 「しがふあみ」にぜひご加入ください！
- 「WORKしが」で企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか
- P8 しがの女性活躍応援フォーラムのご案内
- 育休後のハッピー・キャリア・カフェ参加者募集
- P9 「がんと就労」 職場の人ががんになったら
- ダイバーシティ推進・ハラスメント防止について
- P10 労働相談Q&A「パート・アルバイトの方も知っておきたい労働基準法」
- P11 労働委員会だより「労働委員会のあっせん制度をご活用ください！」
- P12 「労働問題セミナー」のご案内
- シルバー人材センターの会員を募集しています

# 平成28年 秋の叙勲受章者について

本県の労働分野から受章されましたのでお知らせします。

## 旭日双光章

あさお 浅尾  
みつお 光雄 氏

長年、労働組合運動一筋の道を歩み、その経験を生かし、長野県および滋賀県にて労働委員会委員を計16年間務められ、豊富な学識と経験を駆使し、労使の紛争解決や労使関係の正常化のために尽力されました。

滋賀県内の若者の採用・育成に積極的な中小企業の皆さまへ

## ユースエール認定取得企業を募集しています！！

認定取得企業が全国で83社になりました！（平成28年9月時点）

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートし1年が経過しました。

平成28年9月まで全国で83社の企業が認定を取得し、その内滋賀県内企業は1社となっています。滋賀労働局では、新たな認定取得企業の募集を随時行っています。

### 「ユースエール認定企業」のメリット

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施
2	就職面接会などへの優先参加が可能
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
5	日本政策金融公庫による低利融資
6	公共調達における加点評価



<認定マーク>

### <若者雇用促進総合サイト>

全国のユースエール認定企業や若者応援宣言企業の情報を掲載しているサイト。



若者雇用促進総合サイト 検索

「ユースエール認定企業」のメリットの詳細、認定取得の基準等については、滋賀労働局ホームページをご覧ください。か、滋賀労働局職業安定部職業安定課までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局職業安定部職業安定課

TEL：077-526-8609

URL：shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

## 改正育児・介護休業法等が施行されます！

妊娠・出産・育児や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

### \*主な改正のポイント

- ・介護休業が対象家族1人につき、通算93日まで3回を上限として分割取得できるようになります。
- ・有期契約労働者の育児休業、介護休業の取得要件が緩和されます。
- ・子の看護休暇、介護休暇の半日単位の取得が可能となります。
- ・介護のための所定労働時間の短縮措置等が介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能となります。
- ・介護のための所定外労働の免除制度が新設されます。
- ・上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務づけられます。

事業主は法改正に伴い育児・介護休業等に関する規程の見直しや育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上の措置を講じなければなりません。

詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190

### 全国マタハラ未然防止対策キャラバン

## ハラスメント対応特別相談窓口開設

期間：平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水）

平成29年1月1日に施行される改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の施行により、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務づけられます。それに伴い、厚生労働省では平成28年9月1日から平成28年12月28日まで「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施しています。

滋賀労働局では雇用環境・均等室において「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。働く人も、企業の担当者も、ご相談ください。

たとえば・・・

- ・上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。
- ・育児短時間勤務をしていたら同僚から「あなたが早く帰るせいでまわりは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。
- ・妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を受けたが、会社としてどうすればいいのだろう。

上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置については厚生労働省ホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

○改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法については

【お問い合わせ先】滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL 077-523-1190

○ハラスメント対応特別相談窓口については滋賀労働局ホームページをご覧ください。

[http://shiga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kintou-top/ikukaihou.html#01](http://shiga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kintou-top/ikukaihou.html#01)

## 平成28年度 「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました

このたび、滋賀県技能者表彰「おうみの名工」と、「おうみ若者マイスター」が決定しました。

### ○滋賀県技能者表彰 「おうみの名工」

現役の優秀な技能者を表彰することにより、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位と技能水準の向上を図ることを目的としています。



▲「おうみの名工」表彰式

(敬称略・五十音順)

お名前	職種名	勤務先
重野 彦兵衛	造園工	株式会社重野緑地建設
東野 貞夫	建築大工	東野工務店
元 持 久 雄	仏壇漆塗師	株式会社永樂屋
山 元 正 人	日本料理調理人	大塚製薬株式会社大塚比叡山荘

### ○「おうみ若者 マイスター」

優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定し、技能振興活動に協力していただくことで、技能研さんへの意欲向上と、社会全般に技能尊重の気運を醸成することを目的としています。



▲「おうみ若者マイスター」認定式

(敬称略)

お名前	職種名	勤務先
左 近 陽 平	西洋料理調理人	びわ湖大津プリンスホテル



## 「現場の基本力」研修

「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」に基づき実施する事業です。

「みんなで意識改革！」スキルUPで職場を変える！

滋賀県では中小企業の人材育成を支援するため、中小企業で働く皆様にスキルアップの場を提供しています。「5S」を活用した職場環境改善の姿勢とスキルについて、分かりやすく実践的に身につけていただける研修を甲賀市で開催します。

- 日時** 平成29年2月15日(水) 9:30~16:30
- 場所** サントピア水口 (甲賀市水口町北内貴1-2)
- 内容** ・入社後の振り返り ・「5S」とは ・「5S」実践スキルとキーポイント  
・「5S」が継続し、メンバーを活動に巻き込む方法 ・行動計画  
など、職場環境改善の姿勢とスキルを強化
- 講師** (株)クリエイション 主任コンサルタント(中小企業診断士) 今村 敦剛 氏
- 対象** 中小企業で働く社員 (業種を問わず、若手~リーダクラスの方)
- 定員** 25名程度(応募多数の場合は抽選)
- 締切** 平成29年2月2日(木)

【お問い合わせ先】滋賀県立高等技術専門校 草津校舎

TEL: 077-564-3296 Fax: 077-565-1867

受講  
無料

## しごとチャレンジフェスタ2016& 滋賀ものづくりフェア2016を開催しました!

平成28年10月1日(土)、2日(日)の2日間、しごとチャレンジフェスタ2016(主催:しごとチャレンジフェスタ実行委員会)、滋賀ものづくりフェア2016(主催:滋賀県技能振興コーナー/滋賀県職業能力開発協会 厚生労働省委託事業)を草津市の滋賀県立高等技術専門校草津校舎で開催し、2日間で延べ約4,500人の来場者がありました。

プロの指導により、様々なしごとを体験する「しごと体験教室」、ものづくりを体験する「ものづくり体験教室」合わせて44種類の教室を企業や団体等の協力で開設し、延べ2,373人の小中学生が、楽しみながら「しごと」や「ものづくり」への理解を深めました。



●見たい!知りたいたい!!臨床工学技士



●まちのてんとやさん

## 障害者雇用についての「出前講座」のご案内 研修会を開催しませんか？



### 1. 概要

経済団体や組合等が主催する研修会等の場に、滋賀県が障害者を雇用している企業担当者や就労支援者を講師として派遣し、「出前講座」を開催することで障害者の就労や雇用について理解を深めていただくものです。

### 2. 対象

県内の各経済団体、組合、企業関係者等

### 3. 「出前講座」内容

派遣講師：障害者雇用の先進企業、障害者就労支援関係者

実施期間：平成29年3月31日まで

内 容：講演、障害者雇用を進めるにあたっての情報交換会、現地見学等

費 用：講師派遣にかかる費用（謝金や交通費）は無料

詳細は  で

#### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 就業支援係

TEL：077-528-3758 FAX：077-528-4873 MAIL：fe0004@pref.shiga.lg.jp

事業主の皆様へ

## 平成29年度 障害者雇用納付金申告・申請 に向けた説明会のお知らせ



#### 対象は？

常用雇用労働者100名超の事業主

#### 内容は？

平成29年度「障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請」に向けた制度の変更点、具体的な事務手続き・電子申告等についてご説明します。

#### いつ、どこで？

平成29年2月、右欄のとおり開催します。

#### お申し込み方法

当課より別途案内文書を発出いたします。お手数ですが、案内文書をご確認頂き、当課あてお申し込み願います。

回	場所	開催日	時間
1	長浜文化芸術会館 (長浜市)	2月 7日 (火)	14:00~16:00
2	彦根ハローワーク (彦根市)	2月 8日 (水)	14:00~16:00
3	ひこね燦ぱれす (彦根市)	2月 9日 (木)	14:00~16:00
4	甲賀商工会議所 (甲賀市)	2月14日 (火)	14:00~16:00
5	東近江ハローワーク (東近江市)	2月15日 (水)	14:00~16:00
6	滋賀職業能力開発大学校 (近江八幡市)	2月16日 (木)	14:00~16:00
7	ポリテクセンター滋賀 (大津市)	2月21日 (火)	10:00~12:00
8		2月21日 (火)	14:00~16:00
9	草津ハローワーク (草津市)	2月22日 (水)	10:00~12:00
10		2月22日 (水)	14:00~16:00
11		2月23日 (木)	10:00~12:00
12		2月23日 (木)	14:00~16:00
13	ポリテクセンター滋賀 (大津市)	2月28日 (金)	10:00~12:00
14		2月28日 (金)	14:00~16:00

【お問い合わせ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課  
TEL：077-537-1214 / MAIL：shiga-kosyo@jeed.or.jp 担当：清水・西村

# 家庭の教育に企業の力を!!

## ～子どもの育ちを支える取り組みの輪が広がっています!～

### しがふあみ（滋賀県家庭教育協力企業協定制度）とは

滋賀県教育委員会では、未来を担う子どもたちを育てる大切な営みを、社会全体で支え合うため、企業・事業所と協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取り組みを推進しています。

あなたの企業・事業所も、  
ぜひご加入ください!



### 協定を結んだ企業・事業所には

- ポスターの掲示など、家庭教育についての従業員への啓発
  - 中学生や高校生の職場体験の受け入れ、体験学習等の支援
  - 参観日などに保護者が学校へ行きやすい職場づくり
  - 子育てについて学ぶ機会となる学習講座の開催
- などに取り組んでいただいております。

詳しくは

1,412事業所と  
協定を締結しています!  
(H28.11.1現在)



### 【お問い合わせ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課  
TEL: 077-528-4654 FAX: 077-528-4962  
Eメール: ma06@pref.shiga.lg.jp



## WORKしが

企業の魅力を、若年求職者へ発信しませんか?

## 登録企業を募集中!

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する大学（大学院を含む）・短期大学・高等学校等卒業予定者、および若年求職者のみなさんに、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

若年者の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

### 【登録方法】

<https://www.workshiga.com/>にアクセスし、トップページの「企業のみなさまへ」をクリックの上、必要事項を記入して申請をお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課産業人材戦略係

TEL:077-528-3759

Email: fe0008@pref.shiga.lg.jp



法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

## 社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

- ①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心  
③早期解決 ④毎週土曜日開催で利用しやすい ⑤現在、無料にて解決

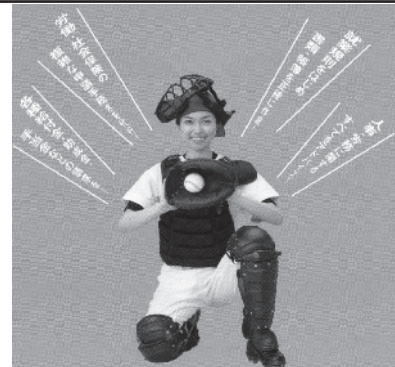
### 総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日  
13:00～17:00

### 年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日  
13:00～17:00  
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。Tel.077-526-3760/077-511-1480



広告

滋賀県社会保険労務士会  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階  
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800  
<http://www.sr-shiga.com/>



## しがの女性活躍応援フォーラム

女性が多様な生き方や働き方を選択し、持てる力を存分に発揮できる社会の実現に向けた社会的気運の醸成を図るためのフォーラムを開催します。皆様のご参加お待ちしております。

【日 時】平成29年2月4日（土） 10：00～12：00

【内 容】第1部：基調講演 「女性が活躍する社会に向けて  
～私が伝えてきたこと、いま伝えたいこと～」

キャスター 国谷 裕子 氏（平成28年3月までNHK「クローズアップ現代」キャスター）

第2部：パネルディスカッション 「女性の活躍は滋賀の元気！！」

【定 員】300名（先着順） 【参加費】無料

【会 場】県立男女共同参画センター 大ホール

（近江八幡市鷹飼町80-4）

【申込・お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

TEL:077-528-3770 FAX:077-528-4807

E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

※ その他詳細は、滋賀県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/> 滋賀県女性活躍推進画課 で検索



## 育休後のハッピー・キャリア・カフェ 参加者募集

育休後の子育てと仕事の両立をどうしようかと職場復帰に悩んでおられないか？  
このたび県では、仕事をしながら子育てをしたい（している）方を応援するため、自分らしい働き方を考える「育休後のハッピー・キャリア・カフェ」を開催します！  
すでに育休から復帰されている方も大歓迎です。どうぞお気軽にご参加ください♪

【日 時】平成29年2月11日（土） 14：00～16：30

【講 師】育休後コンサルタント 山口 理栄 氏

【内 容】講演・先輩女性へのインタビューとワークショップ・交流タイム

【参加対象者】産休中・育休中の方、育休から復帰された方、育休取得予定の方、およびそのパートナー

【定 員】50名（先着順） 【参加費】無料

【託 児】定員30名（無料・先着順） 【会 場】イオンモール草津 2階 イオンホール

（草津市新浜町300番地）

【申込・お問い合わせ先】滋賀県商工観光労働部女性活躍推進課

TEL:077-528-3770 FAX:077-528-4807 E-mail:fg00@pref.shiga.lg.jp

※その他詳細は、滋賀県女性活躍推進課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/danjo/> 滋賀県女性活躍推進画課 で検索

ろうきんは、はたらく人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。 広告

ろうきんで家を建てたり、  
車を買ったり、お金を貯めたり。  
上手に使ってる人、身近にも案外いたよ。  
他の金融機関と同じなんだね。  
違うのは、金利や手数料がお得で、  
非営利の金融機関ってこと。



けっしゅう使える。  
ろうきん

あなたと  
わかちあう  
次の一歩

ろうきん

すべての勤労者の **笑顔**のために **近畿ろうきん**

<http://www.rokin.or.jp>  
お客様センター ☎0120-191-968





## 職場の人ががんになったら

2人に1人が生涯のうちに「がん」にかかるといわれます。そのうちの3分の1は就労可能な年齢での発病です。がんは、かつての「不治の病」から「長くつき合う慢性病」に変わりつつあります。労働者が、がんにかかること、そして働くことを「生きがい」に闘病し職場復帰されるのは身近なことになりました。職場では、労働者が体調に応じて働きつづけられるようご配慮をお願いします。

滋賀県のがん情報は「がん情報しが」で **検索**

### 1. 外部の相談窓口をご利用ください

滋賀産業保健総合支援センターの専門の促進員が労働者、経営者、人事労務担当者からの相談に対応します。利用は無料です。

【詳細は】滋賀産業保健総合支援センターで **検索**

【お問い合わせ先】

滋賀産業保健総合支援センター TEL:077-510-0770



滋賀県健康づくりキャラクター  
しがのハグ&グミ

### 2. 主治医と情報交換しましょう

職場での業務内容の調整、配慮のために「会社と主治医間の情報連絡シート」をご活用ください。  
※労働者に医療機関にて文書料の負担がかかることがあります。

【入手方法】「会社と主治医間の情報連絡シート」で **検索**  
または労働者（患者）が受診先医療機関へご相談ください。

【お問い合わせ先】

滋賀県健康医療福祉部健康医療課 TEL:077-528-3616

## 21世紀職業財団は

# ダイバーシティ推進・ハラスメント防止

のお取組を支援する以下の事業を行っています!!

★個別のご要望にお応えしたオーダーメイド研修の実施

例) 女性部下育成のための管理職研修／女性向けキャリアデザイン研修  
ハラスメント防止研修／アンガーマネジメント研修 等

★女性活躍・ハラスメント・働き方等をテーマとした社内の意識調査・課題分析

★ハラスメント事案解決のアドバイス・コンサルティング

- ・ハラスメント防止体制の強化についての支援（専門家による現状把握・課題分析）
- ・ハラスメント事案解決のためのサポート

【お問い合わせ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所  
TEL: 06-4963-3820

<http://www.jiwe.or.jp/>  
E-mail: kansai@jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に  
21世紀職業財団

労働相談 Q & A

テーマ

『パート・アルバイトの方も知っておきたい労働基準法』

労働基準法（以下「労基法」という。）は、労働者を、職業の種類を問わず、事業または事業所に使用されて賃金を支払われる者と定義（労基法第9条）し保護の対象としています。その中にはパートやアルバイト、派遣労働者等いわゆる非正規労働者も含まれます。ところが、実際の雇用現場においては、パートやアルバイトという理由で同法に基づく権利が行使できない、という相談が多く見受けられます。そこで、今回は、休業手当、年次有給休暇について解説します。

質問

パートの派遣労働者として、1日の所定労働時間6時間、週所定労働日数4日という契約で勤務していましたが、派遣先の業務量の減少などにより、「今日は午前中で帰って下さい」、「今週は2日だけ勤務して下さい」等と言われることが多くなりました。そのため、月収が当初見込んでいた半分程度しか得られなくなりました。派遣労働者であるうえ、パートなので受け入れるしかないのでしょうか。

回答

労基法第26条に基づき、派遣労働者やパート労働者であっても、使用者の責めに帰すべき事由により休業させる場合は、使用者は平均賃金の6割以上の休業手当を支払う必要があります。このケースでは、全部休業させた日のみならず、1日の一部の時間を休業させた場合についても、実際に行われた労働に対して支払った賃金の額が平均賃金の6割に満たない場合は、その差額を支払う必要があります。

また、使用者の責めに帰すべき事由の範囲については、民法第536条の帰責事由よりも広いと解されており、今回のようなケースでは休業手当の支払いを免れることはできません。

なお、派遣労働者については、休業手当の支払い義務を負うのは派遣会社（派遣元）です。

質問

1年ほど前からパートの事務員として勤務しています。先日、子どもの学校行事参加のため有給休暇の取得を申し出たところ、上司から「うちはパートタイマーには有給休暇は与えていない」と言われました。

別の会社に勤務している友人はパートタイマーも有給休暇を取得しているようです。会社によって対応が異なるのでしょうか？

回答

労基法第39条に基づき、年次有給休暇は、入社日より6か月間（その後は1年間）継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合に取得する権利が発生するものであり、事業主が付与するか否かを選択する余地はありません。

ただし、週所定労働時間が30時間未満で、かつ週所定労働日数が4日以下（所定労働日数が週以外の期間で定められている労働者については年間216日以下）の労働者については比例付与の対象となり、下表の日数が付与されます。その他、時季指定権および変更権、自由利用の原則、時効などについては正社員と全く同じ扱いです。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	勤 続 期 間						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

滋賀県労働相談所 ー労働に関する疑問・トラブルはありませんかー

電話番号 077-511-1402

0120-967164苦勞ない労働（フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）

開設時間 月曜日～金曜日（平日）10時～20時（12:30～13:30、15:00～15:15は除く）

月曜日～金曜日（祝日）17時～20時

土・日曜日 10時～16時（12:30～13:30は除く）

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階（面談相談は事前連絡が必要です）

## 労働委員会のあっせん制度をご活用ください!

労働委員会では、労働組合や労働者個人と会社との交渉が行き詰まったときに間に入って、双方の主張を聴き、助言を行い、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。今回は、あっせんの具体的な事例を紹介し（実際の事例をもとに、内容を変えています）。

## 事例1(労働組合からの申請)

## 事例の概要

自動車販売店の従業員2名が、会社の労務管理に不満を抱き合同労組に加盟した。組合は会社に対し、「売上げノルマの見直し等の労働条件改善」について団体交渉を申し入れた。その2日後に、当該組合員2名のみが、通勤に片道2時間半かかる店舗への転勤を命じられた。このため、組合は、今回の配置転換は組合員であることを理由とした不利益取扱いであり、組合の弱体化を意図する不当労働行為であるとして、撤回を申し入れた。会社は、配置転換は業務上の必要性に基づく人事異動であるとして撤回に応じなかった。組合は早期解決を図るため、あっせんを申請した。

## 労働組合の主張

今回の配置転換は組合員であることを理由とした不利益の強要であり、組合弱体化を意図する不当労働行為である。

## 会社の主張

組合員2名の配置転換は、あくまで業務上の必要性に基づく人事異動である。組合員2名は勤務態度について顧客から苦情が寄せられており、勤務環境を一新する必要があった。

## あっせん

あっせん員は、会社に対し、配置転換は業務上の必要性があっても、労働者の不利益が大きい時には権利濫用となる可能性があること、また、労働組合法は、使用者が労働組合の組合員であることを理由に労働者に不利益な取扱いをすることを不当労働行為として禁止しており、今回の配置転換は、不当労働行為とみなされる可能性があることを説示し、再考を求めた。

その結果、会社は組合員2名が会社の指導に従い、勤務態度の改善に努めるなら配置転換を撤回する意向を示し、これをもとに解決金について組合と調整し、あっせん案を提示したところ、双方がこれを受諾し、解決に至った。



(労働者)

- 突然、会社から解雇を言い渡されたが、納得できない。
- 採用時に示された労働条件が、実際の状況と違う。

(会社)

- やむを得ない事情で社員に配転命令を出したが、理由なく拒否された。
- 手当の見直しを申し入れたが、組合交渉が行き詰まった。



## 事例2(労働者からの申請)

## 事例の概要

ビルメンテナンスを行うY社の営業所課長であるXさんは、部下2人がXさんのパワーハラスメントを理由として退職したことから、責任を問われる形で本社の倉庫係へ配置転換命令を受けた。

処分に納得できないXさんは、配置転換命令の撤回を求め、あっせんを申請した。

## Xさんの主張

パワーハラスメントは行っておらず、部下2人に対しては通常の業務指導を行ったのみである。弁明の機会を与えることなく退職者の証言をうのみにして、配置転換を命じたものであって、到底納得できない。

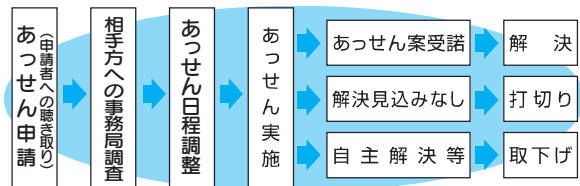
## 会社の主張

退職者2名やXさんの上司から事情聴取を行った結果、会社としてパワーハラスメントの事実は確認した。今回の配置転換命令は、協調性等について再教育を行う目的で本社勤務させるものであり、過去に問題を起こした社員に対しても同様の措置をとっている。

## あっせん

労働者側あっせん員が、Xさんに対し、今回の職場における事実関係を確認し、仮に訴訟となればパワーハラスメントの責任を問われる可能性もあることを指摘した。一方、使用者側あっせん員が会社側に対し、Xさんに弁明の機会を与えずに懲戒的な措置として配置転換を命じたことには問題があることを指摘した上で、倉庫系の勤務期間の短縮および配転前の賃金水準の確保について働きかけを行った。その結果、双方が歩み寄り解決した。

## あっせんの流れ(例)



★毎月第4金曜日は、委員による「月例労働相談」を開催しています。

★労働委員会への相談や手続は無料です。お気軽にご利用ください。

## 【お問い合わせ先】

## 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1(県庁東館5階)

TEL: 077-528-4473

<http://www.pref.shiga.lg.jp/l/roi/>



# 労働問題セミナーのご案内

昨今、労働環境への社会的な関心がますます高まっています。労務トラブルは労使双方にとって大きな負担となり、良好な労使関係を築き維持していくことが今後ますます求められています。そこで、近年の労働問題全般にわたる相談事例や企業で起こった労使間のトラブルの具体例を交えながら、トラブル防止のために知っておきたい労働関係法令について、わかりやすく解説するセミナーを開催します。ぜひ、ご参加ください。

- 日 時** 平成29年2月8日（水）10:00～12:00
- 場 所** 滋賀県庁 新館7階 大会議室（大津市京町四丁目1番1号）
- 内 容** 「ケーススタディで学ぶ!トラブルを未然に防ぐための労働関係法令のポイント」  
講師：社会保険労務士 山田 英夫 氏
- 対 象** 企業の人事労務担当者、現在就労中の方やこれから就職される方、等
- 定 員** 100名
- 主 催** 滋賀県
- 申込方法** タイトル「労働問題セミナー」、所属、氏名、連絡先電話番号を記載の上、下記までファックス、Eメール、郵送のいずれかでお申し込みください。
- 申込締切日** 平成29年2月1日（水）（なお、この日以降の参加申し込みは、お電話で承ります。）
- 【お問い合わせ／申込先】  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873 e-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

参加無料

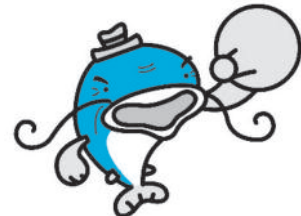
## シルバー人材センター 会員募集中!!

### 3月末退職予定のみなさん シルバー会員募集中です。

健康で働く意欲と能力がある原則として60歳以上の高年齢者で、シルバー人材センターの趣旨に賛同される方であれば、誰でも会員として参加できます。

これまでのフルタイム労働は卒業し、好きな趣味や習い事もやりながら、少しは働いて……そんなことを考えておられる方もいらっしゃると思います。新しい仲間と仕事があなたをお待ちしています。これまでの経験も活かしつつ、地域貢献、社会貢献をして、生きがいを見つけ、生涯現役を実践して頂ければ幸いです。

まずは、お住まいの市町シルバー人材センターで会員登録を



滋賀県シルバー普及啓発キャラクター  
「なまひげ先生」

【お問い合わせ先】

公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂1-1-1 テトラ大津3階  
TEL：077-525-4128 FAX：077-527-9490  
HP：http://www.sjc.ne.jp/shigapref

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで  
滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
〒520-8577 大津市京町4-1-1  
TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873  
http://www.pref.shiga.lg.jp/  
E-mail fe00@pref.shiga.lg.jp